

妙高市

住まいのリフォーム事業

・ 2回目の利用も可！

・ 市外業者も可！



家庭でのリフォームに
最大10万円分の「地域商品券」
を補助します。

【 受 付 期 間 】：平成27年5月7日～平成27年8月31日

※ただし、補助総額に達ししだい受付終了となります。

お問い合わせ

妙高市役所 建設課 建築住宅係 ☎74-0026
妙高高原支所 ☎86-3131
妙高支所 ☎82-3111

詳しくは、裏面をご覧ください。

「地域商品券」の利用（妙高市プレミアム商品券の取扱い店でご利用できます）

上記、妙高市「住まいのリフォーム事業」の受付が、平成27年5月7日（木）より行われます。
持ち家の場合の対象工事は、

増築・部分改築

住宅の基礎、屋根、外壁、ベランダ、窓ガラスなどに掛る工事

内装、建具、襖、畳などに掛る工事

住宅の水回り（台所、トイレ、浴室など）、ガス、空調、電気などの設備工事

下水道のつなぎ込み工事

環境に配慮した設備工事（太陽光発電やヒートポンプ給湯器など）

住宅敷地内の門扉、塀、車庫、物置などの外溝工事

※製品の購入のみでは対象になりません。

などのリフォーム工事が地域商品券交付の対象となります。

信越工業株式会社では、上記リフォーム工事は勿論、申請書類提出のお手伝いもさせていただきます。是非、この機会にご検討されてみてはいかがでしょうか。

尚、補助総額5,000万円の先着順となりますので、お問合せ・ご相談は、お早めをお願い致します。

リフォームのお問合せ・ご相談・ご用命は...

 **信越工業株式会社**
☎ 0255-72-0126

〒944-0098
新潟県妙高市大字雪森645番地1
FAX：0255-72-0252
<http://shinetsu-kohgyo.co.jp>

裏面もご覧下さい →

受付期間	受付開始：平成27年5月7日（木）（受付時間 8：30～17：15） 受付終了：平成27年8月31日（月） ※補助総額に達し次第受付を終了します。（先着順）	
補助総額	5,000万円（一般枠4,700万円、特別枠300万円）	
対象工事費	10万円以上（消費税込み）の工事が対象になります。	
	一般枠	特別枠
補助額	限度額10万円 対象工事費の1/4（1万円未満の端数金額は、切捨てとなります。）の額	限度額10万円 対象工事費の1/2（1万円未満の端数金額は、切捨てとなります。）の額
対象者 対象住宅	<p>①市内在住で自己が所有する持ち家に居住する方。</p> <p>②借家・アパート等に居住している方で、自ら居住する居室のリフォームをする方（家主、所有者の承諾が必要です。） ※公営住宅、雇用促進住宅も対象となります。</p> <p>③市税等を完納している方。</p> <p>④リフォームする住宅に火災警報器が設置されている住宅。</p> <p>⑤公共下水道、及び農業集落排水供用開始区域内に住宅がある場合は、下水道につながる込みが完了、又は当該工事につながる込みをする住宅。</p>	<p>左記の要件①～⑤の要件を満たし、市民税が非課税の世帯のうち、以下に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が障がい者の世帯 ・母子・父子世帯 ・生活保護世帯 ・中国残留邦人等支援世帯 <p>※詳しくは、市役所建設課 建築住宅係にお問合せください。</p>
注意	平成28年1月29日（金）までに工事が完了し、実績報告書を提出できる方。	
補助方法	補助額分を「地域商品券」で交付。 ※「地域商品券」の交付方法などは、下記（※2）を参照してください。	
施工業者	・市内・市外問いません。 ※製品の購入のみでは対象になりません。工事見積書には必ず「工事費」を明記してください。	
対象工事	<p>[持ち家の場合]</p> <p>増築、部分改築 住宅の基礎、屋根、外壁、ベランダ、窓ガラスなどに掛る工事 内装、建具、襖、畳などに掛る工事 住宅内の水回り（台所、トイレ、浴室など）、ガス、空調、電気などの設備工事 下水道のつながり込み工事 環境に配慮した設備工事（太陽光発電やヒートポンプ給湯器など） 住宅敷地内の門扉、塀、車庫、物置などの外構工事 ※製品の購入のみでは対象になりません。</p> <p>[借家・アパートなど]</p> <p>住居専用部分のリフォームが対象です。 詳細は建設課建築住宅係までお問い合わせください。</p>	
申請窓口	申請書・実績報告書の受付場所は、妙高市建設課建築住宅係、又は妙高高原支所、妙高支所の各窓口になります。	

※1 《リフォーム補助申請に必要な資料》

- (1) 妙高市住まいのリフォーム促進事業補助金交付申請書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 工事見積書（複数の業種に渡る場合は全て）
 - (4) 工事着手前の写真（リフォームを行う場所全て）
 - (5) 火災警報器の設置状況写真（設置義務の場所全て）
※ただし、2回目申請の方は省略可
- 注意：書類に不備があるものについては、受付することができませんので、ご注意ください。

※2 《地域商品券の交付について》

- 妙高市から郵送された、「額の確定通知書及び地域商品券引換え券」を新井商工会議所・妙高高原商工会・妙高商工会のいずれかへお持ちいただき「地域商品券」の交付を受けてください。
- 《地域商品券の引換え期間・使用期間》
引換え期間：平成27年5月7日～平成28年2月15日
使用期間：平成27年5月7日～平成28年3月15日

《よくある質問事項》

- Q. 2回目の申請は対象になりますか。
A. 対象になります。
- Q. すでに着工している、または完了しているリフォーム工事は、申請の対象になりますか。
A. 補助金交付決定通知書の交付後に、工事着手することが補助対象条件のため、すでに着手、または完了しているリフォーム工事は対象になりません。